

「骨太の方針」等の『新たな外国人材の受け入れ』部分の概要

＜経済財政運営と改革の基本方針 2018（骨太の方針）＞

1 新たな在留資格の創設

- ・ 真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受け入れを拡大するため、新たな在留資格を創設
- ・ 業種については、新聞報道（骨太の方針に明記はされていない）では、「建設」、「農業」、「宿泊」、「介護」、「造船業」。業種別の受け入れ方針を業所管省庁と法務省等で作成。
- ・ 在留資格の取得に当たっては、業所管省庁が試験を実施して確認。日本語能力水準はある程度日常会話ができ、生活に支障がないことを原則とするが、受け入れ業種ごとに業務上必要な日本語水準を考慮して定める。

※ただし、技能実習（3年）を修了した者は、日本語能力等があるものとして上記試験等を免除
- ・ 外国人の受け入れに当たっては、受け入れ企業又は法務大臣が定めた登録支援機関が支援の実施主体となり、外国人材に対し、生活ガイダンスの実施、住宅の確保等を行う。また、日本人と同等以上の報酬の確保等を確認する。
- ・ 外国人材の在留期間の上限を通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。ただし、新たな在留資格による滞在中に一定の試験に合格するなど高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認め、在留期間の上限を付さず、家族の帯同も認める措置を検討。

※新聞報道では、技能実習後（5年経過後）の新たな在留資格への移行も可能とされる。

2 従来の外国人材受け入れの更なる促進、受け入れ環境の整備

- ・ 留学生の国内での就職を促進するため、手続負担の軽減などによる在留資格変更の円滑化。留学生と企業のマッチングのため、ハローワークの外国人雇用サービスセンター等を増設。
- ・ 法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実を始めとする生活環境の整備、受け入れ環境の整備

＜まち・ひと・しごと創生基本方針 2018＞

- ・ アジアや中南米をはじめとした在外の親日外国人材の掘り起こし、外国人材と地方公共団体のニーズをマッチングさせる仕組みの構築
- ・ 地方公共団体等における外国人材が多様な活動ができるよう、複数の在留資格にまたがる活動に従事することが可能となる包括的な資格外活動許可の付与
- ・ 外国人留学修了生が就労する際の中小企業の手続の簡素化
- ・ 外国人留学生の大学入学資格の緩和を検討
- ・ JET プログラム国際交流員（CIR）が、地域の経済団体等と連携して業務を行うことを促進するなど、インバウンドや海外販路開拓等に従事する CIR の拡大

その他「飲食料品製造業」、「外食」、「漁業」、「ビルクリーニング」、「素形材産業」、「産業機械製造」、「電子・電気機器関連産業」、「自動車整備」、「航空」の9業種も候補となる一部報道あり。